

千代田区不妊検査等助成事業

～子どもを望む夫婦の不妊検査および一般不妊治療に要する医療費の一部助成を開始～

(対象者)

不妊検査および一般不妊治療(不妊検査等)を受けた夫婦で下記要件を備えている方

- ・ 東京都の不妊検査等助成事業により、助成されている夫婦。
- ・ 不妊検査開始日から申請日までの間、夫婦のいずれかが千代田区に住所を有していること。

(助成の内容)

不妊検査等に要した医療費の自己負担額から東京都の不妊検査等助成事業により助成された額を差し引いた額を助成します。ただし、入院時食事療養費、差額ベッド代および文書料は除きます。

- ・ 対象期間 : 不妊検査等開始日から起算して1年
- ・ 助成金の限度額 : 2万5千円(端数がある場合は切り捨てる)
- ・ 助成回数 : 夫婦1組につき1回

助成対象(例)

	夫	妻
不妊検査	精液検査、内分泌検査、 画像検査、精子受精能検査、 染色体・遺伝子検査 等	超音波検査、内分泌検査、 感染症検査、卵管疎通性検査、 フーナーテスト、子宮鏡検査 等
一般不妊治療	待機療法(タイミング指導)、薬物療法、人工授精等	

※特定不妊治療(体外受精および顕微授精)および第三者を介する治療は対象外です。特定不妊治療については、「東京都特定不妊治療費助成事業」および「千代田区特定不妊治療費助成事業」の対象となる場合があります。

(申請期間) 東京都の助成決定を受けた日から1年以内

(必要書類)

- ・ 千代田区不妊検査等助成申請書
- ・ 東京都不妊検査等助成承認決定通知書の写し
- ・ 東京都不妊検査等助成事業受診等証明書の写し
- ・ 千代田区不妊検査等助成事業受診等証明書(原本)

(不要の場合もありますのでお問合わせください)

申請・問い合わせ先
千代田保健所健康推進課
保健予防係
電話 03-5211-8172
FAX 03-5211-8192

	質 問	回 答
1	夫婦二人とも千代田区に住んでいる必要がありますか。	夫婦のいずれかが継続して千代田区に住民登録をしている必要があります。
2	助成回数は。	夫婦1組につき1回に限ります。
3	千代田区の助成額の上限はいくらですか。	医療費の自己負担額から東京都の助成額を差し引いた額で、上限2万5千円です。
4	東京都には申請しないで、千代田区だけに申請できますか。	千代田区だけの申請はできません。東京都不妊検査等助成事業の承認が決定している必要があります。
5	助成対象になる治療範囲は。	千代田区独自に治療範囲は設けていません。東京都の対象要件（精液検査、内分泌検査、子宮鏡検査など）の範囲内が対象となります。
6	漢方薬や市販の検査薬の購入費用は助成対象になりますか。	医師の処方によらない薬剤は助成対象とはなりません。
7	医療費の自己負担が5万円以下で東京都の助成ですべてまかなえたのですが、千代田区からも助成が受けられますか。	医療費の自己負担額から東京都の助成金額を差し引いた額が助成対象ですので、差し引いた額が0円ならば、助成対象とはなりません。
8	医療費の自己負担額は、 <u>実際は5万円以上かかったのですが</u> 、東京都の不妊検査等助成事業受診等証明書は、5万円分で作成してもらう予定です。千代田区に申請するときは、この都の不妊検査等助成事業受診等証明書写しだけでいいのでしょうか。	「東京都不妊検査等助成事業受診証明書写し」の医療機関・薬局証明欄に千代田区で助成を受けようとする自己負担額のすべてが記載されていない場合、別途、実際の自己負担額全額分が記載された「千代田区不妊検査等助成事業受診等証明書（様式第2号）」の提出が必要です。 詳しくはお問い合わせください。
9	申請額はどのように記入すればよいですか。	不妊検査等に要した医療費（自己負担額）のうち、東京都の不妊検査等助成事業により助成された額を差し引いた額を記入してください。ただし、2万5千円が上限額となります。
10	領収書の添付は必要ですか。	領収書の添付は必要ありません。
11	申請者は夫婦どちらでもよいですか。	千代田区に住所を有している方をお願いします。なお、夫婦ともに千代田区に住所を有している場合は東京都不妊検査等助成承認決定通知を受けた方をお願いします。
12	振込先口座振替はどの口座でもいいですか。	申請者の口座をお願いします。（旧姓・配偶者名義は不可）
13	ゆうちょ銀行の支店名がわかりません。	支店名がわからない場合はゆうちょ銀行の窓口にお問い合わせください。振り込み専用の漢数字3桁の支店名および7桁の口座番号を記載してください。